#### 雇用調整助成金

支給申請方法 紹介ビデオ(後編) (この動画は5/1公表支給要領に基づくものです)



1

# CHAPTER 3

申請書の書き方のポイント

#### 雇用調整助成金 対象者が雇用保険被保険者の場合

様式第1号(1)(H31.4改正)

#### 雇用調整助成金 休業等実施計画(変更)届

386	m2.	ш	70	m.
200	X.	ч	푭.	7

休業等(休業)教育訓練)の実施につき、次のとおり届けます。 なお、この計画届による休業等の状況の確認を安定所 (労働局) が行う場合には協力します。

令和2年5月15日

事業主 住 所 〒123-4567

又は 名 称 ○○工業株式会社

代理人 氏 名 代表取締役 安定 太郎

事業主の印命

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び 氏名の記入 (押印不要) を、申請者が社会保険労務士法施行規則第16条第2項に規定する 提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印

等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。

東京 飯田橋 公共職業安定所経由)

労働局長 殿

事業主又は 住所〒 (提出代行者・事務代理者) 名 称

社会保険労務士 氏 名

9	(1)資本の額又は出資の総額 1,500,000 円	(2)主たる事業 ※大・中小
の温	党時雇用する学齢表の数 5 人	小嘉幸・サービス幸・飲食店・知恵幸・その始
①届出事業主	(3)対象期間 事業主が指定した日(始期)~(終期)	令和2年4月1日 ~ 令和3年3月31日
Ê	(4)前回の対象期間((3)欄の対象期間の始期の前日より前の2年間	間に前回の対象期間の終期が属する場合のみ記載)
		平成 31 年 10 月 1 日 ~ 令和元年 9 月 30 日
	(1)名 称	(2)所 在 地 〒123-4567
_2	○○工業株式会社	東京都〇〇区〇〇1-2-3
美 旅業		
事等	事業所番号 1234-567890-1	電話番号 03 ( 1234 ) 5678
実施事業所 実施事業所	(3) 事務担当者職・氏名 総務部長	(4) 賃金締切日
	厚生 花子	a (毎月 末日) b その他 ( )

◆判別	■基礎期間 令和2年4月1日 ~ 令和2年4月30日		
(1)休業予定日 4月6,7,8,9,10,13,14,15日 (2)休業予定の対象労働者実人員 5 人 3)休業予定日数 8 (1)教育訓練予定日 4月20,21,24日 (2)教育訓練予定の対象労働者実人員 2 人 (3)教育訓練予定日数 3 (4)教育訓練の内容 (5)教育訓練実施予定施設 事業所内/事業所外 名 称 ○○工業株式会社 実習工場 所 在 地 〒123-4567 製品の品質管理の専門知識の付与 電話番号 ( ) 事業所内/事業所外 名 称 所 在 地 〒 電話番号 ( ) 事業所内/事業所外 名 称			
庆容	(1) 休業予定日 4月6,7,8,9,10,13,14,15日 (2) 休業予定の対象労働者実人員 5 人 3) 休業予定日数 8 日 (1) 教育訓練予定日 4月20,21,24日 (2) 教育訓練予定の対象労働者実人員 2 人 (3) 教育訓練予定日数 3 日 (4) 教育訓練の内容 (5) 教育訓練実施予定施股 事業所内/事業所外 名 称 ○○工業株式会社 実習工場 所 在 地 〒123-4567 製品の品質管理の専門知識の付与 電話番号 ( )		
4月20,21,24日 (2)教育訓練予定の対象労働者実人員 2 人 (3)教育訓練予定日数 3 (4)教育訓練の内容 (5)教育訓練事体系字体数			
	(2)教育訓練予定の対象労働者実人員 2 人	(3)教育訓練予定日数 3	B
<b>(4</b> )	(4)教育訓練の内容	(5)教育訓練実施予定施設	
教	事業所內/事業所外	名 称 ○○工業株式会社 実習工場	
i i			
標内	製品の品質管理の専門知識の付与	電話番号 ( )	
容	事業所內/事業所外	- "	
		所在地 〒	
	事業所內/事業所外	名 称	
		所 在 地 〒	
		電話番号 ( )	

#### 様式第1号(1)

- 事業主の印を忘れる方がおりますのでご注意下さい。
- ① (3) 対象期間
  - ⇒ 一般事業主の場合は、事業主が指定した雇用調整の初日 から起算して1年間となります。

例えば、事業主が指定した初日が令和2年5月10日ならば、終期は令和3年5月9日となります。

- ・③(2)休業予定の対象労働者実人員
  - ⇒ 休業を予定する雇用保険被保険者となる者の人数

※今般の特例措置により計画届の提出は初回のみとなっております。

様式特第 4 号(R2.2) ↔

#### 雇用調整実施事業所の事業活動の状況に関する申出書』 (新型コロナウイルス感染症関係) ←

事業活動の状況について次のとおり申し出ます。 ↩

下記の記載事項については、いずれも相違ありません。↩

なお、雇用調整中あるいは雇用調整後、ハローワーク又は労働局の立入検査に協力します。↩

2020 年 5 月 25 日

事業主 住 所 〒4 又は 名 称4

代理人 氏 名

申請者が代理人の場合、上欄に代理人の記名押印等を、下欄に事業主の住所、名称及び中 氏名の記入(押印不要)を、申請者が社会保労務士渉施行規則第16条第2項に規定する。 提出代行者又は同令第16条の3に規定する事務代理者の場合、上欄に事業主の記名押印申 等を、下欄に申請者の押印等をして下さい。4

 $\leftarrow$ 

労働局長 殿 公共職業安定所長経由) (提出代行者・事業代理者)↔ 名 称↔

北△左陸坐坡上 1

									430
	2	A 判定期間の指標↓	B Aに対応する期間の指標↩	C+	添付書類₽	*	確	22	棩↩
		2020 年 4月 1 日から↩	2019年 4月1日から↩	A ∕ B × 100 ₽					
	_	2020 年 4月 30 日まで↩	2019年 4月30日まで₽	A/ B × 100+					
月間売上高	H	4	4	4	4	ę			
(	J	10,000,000円🕫	15,000,000 円↩	66.6₽	月次売上簿↩	J			

- 生産量等の減に至った理由として次の事項が該当しますか。 ←
  - 1. 例年繰り返される季節的変動によるものである。

( はい ・ いいえ ) ↩

- (例)・夏物、冬物等季節的な商品を取り扱っている場合↓
  - ・降雪地において冬期間事業活動の停止又は縮小を余儀なくされる場合
  - ・例年、決算期末に生産量が増加し、その後減少することを繰り返す場合 など単
- 2. 事故又は災害により施設又は設備が被害を受けたことによるものである。( はい ・ いいえ ) ↩
  - (例)・機械、システム等の故障又は交通事故等の事故による場合せ
    - ・火災、地震、洪水等の災害により建物、設備、システム等が被害を受けたことによる場合 などせ
- 3. 行政処分又は司法処分により事業活動の全部又は一部の停止を命じられたことによるものである。←

( はい ・ いいえ ) 世

- (例)・営業規制、安全規則、競争規則等の法令違反(その疑いを含む)により行政当局から事業活動の全部又は一部せ の停止を命じられた場合せ
  - ・不法占拠、特許侵害、名誉毀損等の不法行為(その疑いを含む)により司法当局から事業活動の全部又は一部↔ の停止を命じられた場合 など↔

4. 新型コロナウイルス感染症の影響による需要(受注量、客数等)の減少等によるものである。←

( はい ・ いいえ )←

(例)・需要の減少又は集客の困難₩

・その他これらに進ずる経済事情の変化 などせ

◯ 事業内容の詳細及び新型コロナウイルス感染症の影響との関わりについて具体的に記述すること。

当社においては関係先の緊急事態宣言を受けた自粛による休業の影響を受け受注が減少した。

(表面)

0.2

## 新様式特第4号

- 事業主の印を忘れる方がおりますのでご注意下さい。
- 表にある「A判定期間の指標」
  - ⇒ 新型コロナウイルス感染症の影響の場合、初回計画届 提出の前月

例えば、初回提出届提出が令和2年5月の場合は令和2年4月1日~30日

## 新様式特第4号

- 表にある「B Aに対する期間の指標」
  - ⇒ 事業所設置1年以上の場合は、原則、前年度同月 例えば、A判定期間が令和2年4月の場合は平成31年4月1日~30日
  - ⇒ 事業所設置1年未満の場合は、令和元年12月から A判定期間の前月を任意に選択

例えば、A判定期間が令和2年4月の場合は平成31年12月~令和2年3月を任意に選択

※5月1日現在 A判定期間の前月から1年以内の月を任意に選択

例えば、A判定期間が令和2年4月の場合は平成31年4月~令和2年3月を任意に選択

## 新様式特第4号

- ・生産指標について
  - ⇒ 製造業の売上高や生産量等ほか、ホテル・旅館等の客数や 予約状況等業種により、把握できる指標を提示して下さい。
  - ⇒ 把握が可能ならば事業主がお持ちの書類のコピーや手書きの ものでも添付可としております。

#### 支給要件確認申立書(雇用調整助成金) ←

事業主記載事項₽ **※** 1 確認欄↩ 1 法人名: 法人番号:↩ 年 月 日確認∉ 2 事業所名称: ₽ 確認者 3 雇用保険適用事業所番号 (無い場合は労働保険番号): ↩ ○ 事業活動等に係る状況(はい・いいえのどちらかを○で囲んでください)(後述の「記載に」□ あたっての留意点」の内容を了解した上でご回答下さい。) ←

- 4 平成 31 年 3月 31 日以前に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支 - 給決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から 3年を経過し ていない。
- 5 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給による不支給決定又は支給 - 決定の取り消しを受けたことがあり、当該不支給決定日又は支給決定取消日から5年を経過して いない。
- 6 平成31年4月1日以降に申請した雇用関係助成金について不正受給に関与した役員等がいる。
- 支給申請日の属する年度の前年度より前のいずれかの保険年度における労働保険料の滞納があ る(緊急対応期間において、当該滞納した労働保険料について、緊急対応期間終了後に納付する ことに承諾している場合を除く。)。
- 8 支給申請日の前日から起算して過去1年において、労働関係法令違反により送検処分を受けて 「いる(緊急対応期間において、本助成金を受給した場合には、本来の不支給期間に加えて、「緊急 対応期間中に雇用調整助成金を受給した期間」が不支給期間として令和2年7月1日に設定され ることを承諾している場合を除く。)。』
- 9の 事業主若しくは事業主団体(以下「事業主等」という。) 又は事業主等の役員等が、暴力団員 による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団又は第2条第6号に規定する暴力団員である。
- ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目 的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的 あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。 ↩
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしてい る。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。←
- 10 事業主等又は事業主等の役員等が、破壊活動防止法第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行 った又は行う恐れがある団体等に属している。
- 11 倒産している。↩

- 12 助成金について不正受給を理由に支給決定を取り消された場合、労働局が事業主名等を公表す ることに承諾する。
- | 13 || 役員等の氏名、役職、性別及び生年月日が記載されている別紙「役員等一覧」又は同内容← の記載がある書類を添付している。
- 14 休業手当の算定の基礎となる賃金の額が支給対象期間のみ引き上げられたものでない←
- 「雇用調整助成金支給要領」に従うことに承諾する。
- │18 雇用されている労働者(雇用保険未加入者を含む)及び派遣労働者の数が、令和2年1月24日│ から判定基礎期間の末日までの各月末の事業所労働者数の平均の5分の4以上である。↩
- | 17 || (16 がいいえの方のみ)季節要因及び一時的な受注増等に対応したため、労働者の数が減少し たものである。**↩**
- │ │18 | 令和2年1月24日から判定基礎期間の末日までの間に解雇等を行っていない。↩
  - ンフルエンザ等対策特別措置法等に基づき都道府知事が行う要請により、休業又は営業時間の短 縮を求められた対象施設を運営する事業主である。↩
- 20 (19がはいの方のみ)協力要請期間中に1時間以上の休業等を実施した。↩

対象施設の種別(※) 🕘

※都道府県の要請対象から選択して記載すること。

裏面にも記載事項があります。↩

左櫚 12~15 に ついてビ は い∈ いいえ↩

は い・いいえ

は い・いいえ

は い・いいえ

は い・いいえ

は い・いいえ

左欄 4~11 に

ついてビ

は いせ

いいえ↩

役員等名↩

役員等名↓

#### 役員等一覧↩

法人名	
法人番号	←
事業所名称	
<u>雇用保険適用事業所番号</u> (無い場合は労働保険番号)	

(漢字) ↩	(カナ) ↩	役職↩		性別↩	生年月	∃⊟↩							
←	←3	←		4	年	月	⊟←						
<□	€3	↩		4	年	月	⊟←						
←7	←1	←1	4		↩			ė.	4	4	Ŧ	月	B
←	4	←	41		41			<b>4</b> ]	4	,	ŧ	В	_
←⊐	↩	←	_		-			-		_	+	月	Е
₽	←	4	₽		←			←3	₽	4	¥	月	B
↩	←	€3	4		←			₽	4	4	ŧ	月	B
←	↩	↩											<b>=</b>

- | 注 1 ) 法人番号は、平成 27 年 10 月以降国税庁長官から本社等に通知された 13 桁の番号を記載してください。↩
- 注2)「役員等」とは、事業主等が個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、 理事等をいい、役員名簿等に記載がある者をいいます。↩
- 注3)個人事業主の場合、事業主本人について記載ください(役職除く)。4
- 注4)役員等の就任中に氏名の変更等があった場合は、変更前の氏名(旧姓)も併記してください。4

様式特第7号申請書(新型コロナウイルス感染症関		-	
	非色に着色されているセルにご入力をお願いします。 (合色のセル系が養色のセルは白頭針葉されます。)		
		(育色のセル及び黄色のセルは白頭計算されます。)	
雇用調整助成	(存在のセル及び責任のセルは自動計算されます。)		
	素をに含されているセルにこ入力をお願いします。 (合きのセル系が養きのセル仕自動力なされます。)		

Ф (#	(1)名 称	(2)所在地 〒	- ※大・中小
実	事業所番号 労働保険番号	電話番号	
事 第 所			(4)事業の種類 産業分類 (中分類)
② 株	(1) 月間休業延日数 (2	2) 月間教育訓練延日数 (様式特第8号の(8)②) 0 人・日	(3) 月間休業等延日数 [(1)+(2)] 0 人・日
機等の	### ***		
(3) y Bh			
方支	国庫金振込(取引金融機関店舗名: 金融機関コード	/ 支尼 支店	5名 iコード
4判定基礎期間	令和 年 月 日~令和 年		

#### 新様式特第7号

- 事業主の印を忘れる方がおりますのでご注意下さい。
- 自動計算用と手書き用を用意しております。
- ①(6)対象労働者
  - ⇒ 雇用保険被保険者のうち以下の者を除きます。
    - →解雇を予告されている被保険者
    - →退職届を提出した被保険者
    - →事業主の対象勧奨に応じた被保険者 (解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く)
    - →日雇労働被保険者である者

=	IJ≘⋳ <b>⋇</b> ⋩⋴⋋⋴ <del>``</del>	٥.		#			_
/住戶	开혜登划版:	<u>∓</u> 5	功成額算定額	Ē	平の根本上の数 序を入力してく 近さい		
(事業所名)	(事業所番号	)					
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険 料					50,000	000	p
の算定基礎となる賃金総額							L
(2) 前年度1年間の1箇月平時の 雇用保険液保険者数						10	Ą
(3) 前年度の年間所定労働日数		235					
(4) 平均賃金級 [(1)/ ((2)×(3))]					21	1,277	д
		休 第 全日 短時間 60 % 60 %			教育訓練	1	
	全日	_	短時間		4× 12 101 48×		_
(5) 休恵手当等 の支払い薬 ※抜臭無別。 休息等協定によって走めら れた。	60	<b>¥</b> 6	60	16			98
休養学習の支払撃又は <b>教育関係中の</b> 質 全の 	00	Ľ	00				
(6) 基準價金額 [(4)×(5)]	12, 787	д	12,787	p,			p,
(7) 1人日当たり助成級単価 ((0)×mid=( )	数充2② 8.6 表 . 19/10	Т	数充2② 86年、19/10	Г			Г
※基本千年日標の最高額を超える時に自放最高額。 ②変之1 動成率が(9/10)の場合、平均費金の60年を超えて支 能する部分に係る動成率を10/10として原定。 (ただし、砂に強向する場合を整く。) 【(4)×6×4×101・(4) (15)/100) − 0.6)×10/10 】 砂変之 ・中央電が自治体からの法的な実際に基づき後率等を 行った場合で、令日、労働副、長音譲渡の再導目のう 5、第(5)が100年である毎日又は、②(5)が60年 し上でかつ(6)が上数額(8.336円)立上である毎日 がある場合は、角度毎日は最成率(10/10)で原定。 【(6)×10/10 】	8,330	р	8,330	p			pņ
	(8482-68)	8)	② (9885688	0	③ (年月日本日期期)		
(8) 月間休兼等延日数	140		2				
※様は特集9年の国、国及び国際から転記。	Α.	В	٧.	В		Д·	Е
(9) 教育訓練に係る加算額							p,
(10) 支給を受けようとする助成額  核集の場合(7)×(9)   核自調技の場合(7)×(9)+(9)	1, 166, 200	Ħ	18,880	PJ			pq.
(11) (10) の小計	<b>(4)</b>		1, 182, 880	四	(5)		pş
(12) (11)の合計					1, 182	2,880	pş

•

	労働	25条、第33条関係)(甲)(1)(表面)    編集版 概算・増加概算・確定保険料 申告書
(なるべ	327 xx10	# 株式用目番号 # 入力機定コード  O I
く折り曲げない	②損傷年月1、云号 三日 (心含時後月労廉否) 1 万 千	中央は7、概定移は9)
確定保	労働保険料 労災保険分	③保險料·一般揭出金草定基礎額 3級縣—他說牌 ②確定保險料·一般揭出金額(③×⑤) 2 1000分分 1 12 100 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
やむをえない場合には折り曲げ ▼	程用保險法 適用者分 保 労働者分	3.00 By Toll 1000900 (c) By Toll 1000900 (c) By Toll 1000900 (c) By Toll 1000900 (d) B
否には折り曲 概	分 解除科算定 対象者分 較 拠 出 金	第 2 期 日 平成 3 1 年 4 月 1 日 から 平成 3 2 年 3 月 3 1 日 まで
問げマーク♪の概算・増加概算	び 分 労働保険料 労災保険分	② 保放 科算 定基 礎 額 の 見 込 額 ③ 保放 科率 ③ 概算・増加 概算 保険 科額 (②×③) (②) 2 0 0 ○ 型 刊 12.00 (□) 3.00 (□) 3.00 (□) 3.00 (□) 3.00 (□) 3.00 (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□) (□)
の所では	雇 雇用保険法 適用者分	○

- ・「(1)前年度1年間の雇用保険の算定基礎となる賃金総額」欄
  - ⇒ 該当年度の労働保険概算・確定保険料申告書(様式6号) を準備して下さい。
    - →<a>③保険料算定基礎額のうち「確定保険算定の内訳」の「雇用保険分 雇用保険法適用者分」の(ハ)を転記して下さい。</a>
      (千円未満切り捨て)
  - ⇒ 設置1年未満の事業主の賃金総額
    - →新様式特第4号の「B Aに対する期間の対象」において、任意に選択した月の雇用保険被保険者の賃金総額に 12箇月を乗じた額

「(2)前年度1年間の1箇月平均の雇用保険被保険者数」欄

⇒ 前年度の各月末時点の雇用保険被保険者数の月平均 (小数点以下切り捨て)

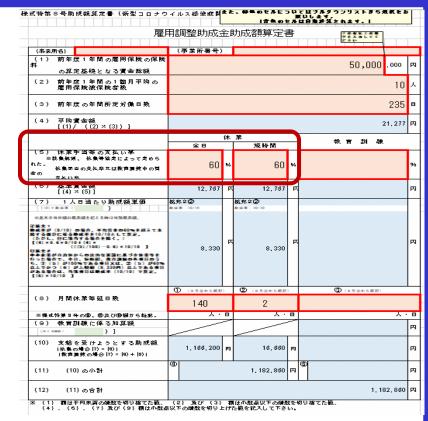
※助成金の助成額の上限は8,330円です。

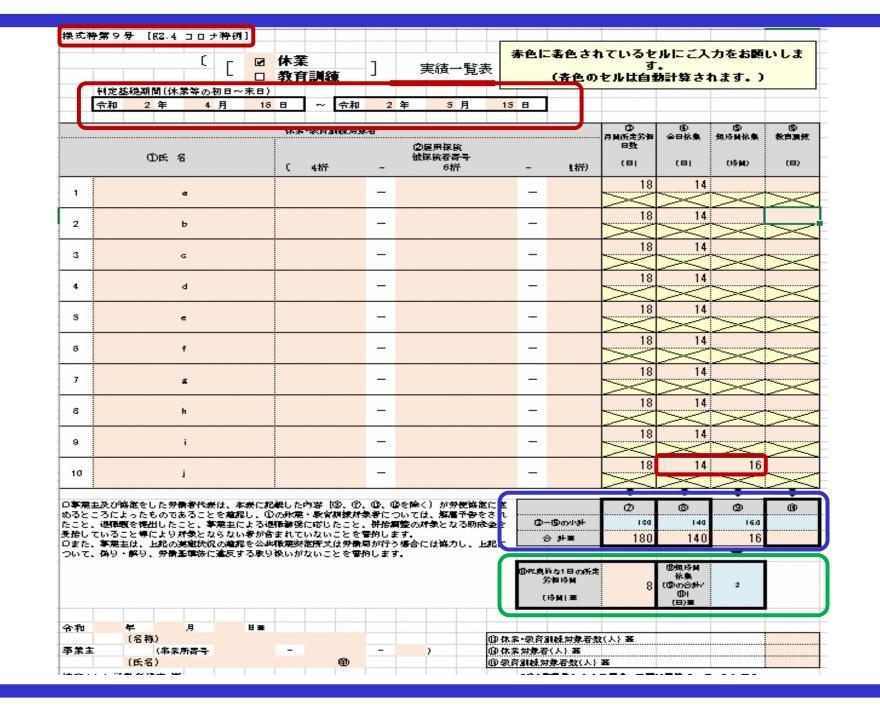
- 「(3)前年度の年間所定労働日数」欄
  - ⇒ 就業規則等で定められている日数
  - →部署等で所定労働日数が異なる場合 (例)
    - · A部署 従業員30人 所定労働日数254日
    - · B部署 従業員60人 所定労働日数263日

( (30人×254日) + (60人×263日)) / 90人=260日小数点切り下げ

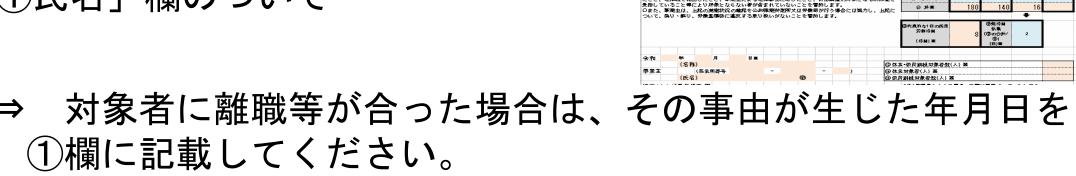
式特第8号助成級算定書(新型コロナウ	イルス総業無関		計量の1		NUします。 ・以自動学等を表ます。	
雇用	問整助成金	<u>۽</u>	助成額算定	婁	T001-00	
					学を入力してく ださい	
(本条所名)	(事業所番号)					
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険 料					50,000	. 000
の算定基礎となる賃金総額						
(2) 前年度1年間の1箇月平時の 雇用保険液保険者数						10
(3) 前年度の年間所定労働日数						235
(4) 平均賃金級 [(1)/ ((2)×(3))]					2	21,277
		休	*		教育訓練	
(5) 休事事当等の支払い卒	全日	_	短時間	_	17 H B1 18	
(ロ) 1休本ナコキのスタい学 ※数集規別、 休息等格定によって走められた。 ・ 休息手当の支払撃又は教育関係中の損 全の またい象	60	Ná	60	Ná		
(6) 基準價金額 [(4)×(5)]	12,787	P	12,787	P	<u> </u>	
	核充2② 84年 - 10/10		松充2② 84年 - 10/10			
※基本年日結合の表現を担える時に相談表現。 深集大: 職員書館(9/10)の最後、 米別資金の付金を選えて実 数する金がに基金の数理を手引りたして製造。 (たぎに、毎に集合する場合を整く。) (日本)、毎に集合する場合を整く。) (日本)、日本((15)/100) - 6) × 10/10 ] (日本)、日本((15)/100) - 10/100   10	8,330	p	8,330	p	ç	
	D (950+688	2	(2) (980+688	,	(1) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	
(8) 月間休業等延日数	140		2			
※様式特第3年の国、国及び国際から転記。	<u>۸</u> ۰	В	٨.	В		人
(9) 教育訓練に係る加算額						
(10) 支給を受けようとする助視額   採集の場合(7)×  9)     教育調練の場合(7)×  9) +   9)	1, 188, 200	д	16,660	m		
(11) (10) の小計	<b>(</b> 1)		1, 182, 880	р	(5)	

- 「(5)休業手当等の支払い率」欄
- ⇒ 就業規則、休業協定によって定め られている休業手当の支払い率
- →支払い率が人によって異なる場合は、部署ごとに異なる場合や正社員とパート社員で異なる場合は支払い率の低い方を計算に使用すること。
- →1日休業と短時間休業で異なる場合はそれぞれの支払い 率を用いて計算すること





- ・休業を実施した雇用保険被保険者個々の 実績を記載していただきます。
- 「①氏名」欄のついて



→3~6欄については、離職等の場合はその事実が生じた日までが対象の日となります。(転入の場合は、生じた日以降が対象となる日となります。)

- 「⑤短時間休業」欄について
  - ⇒ 判定基礎期間内の短時間休業の延べ時間数を記入して 下さい。(30分未満は切り捨てとなります。)
- 「⑥教育訓練」欄について
  - ⇒ 全日1日か半日0.5日の延べ日数の記載となります。

- ・「⑪代表的な1日の所定労働時間」欄について
  - ⇒ 就業規則に規定されている所定労働時間 を記載して下さい。

労働者ごとに異なる場合は、代表的な時間を記載し下さい。

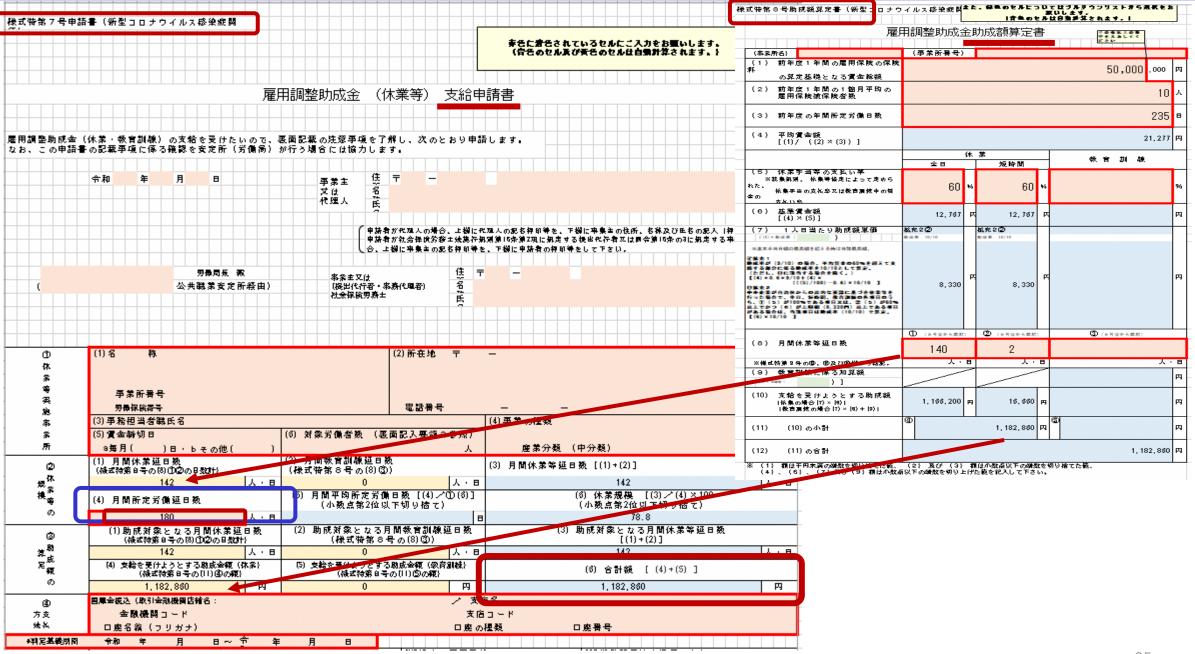


- 「⑪短時間休業」欄について
  - ⇒ 9の合計/⑪の時間で除した数(小数点以下切り上げ)

- 「個休業対象者」欄及び「⑤教育訓練対象者数」欄について
  - ⇒ 休業と教育訓練の両方を行った者は⑭及び⑮の両方に 計上して下さい。

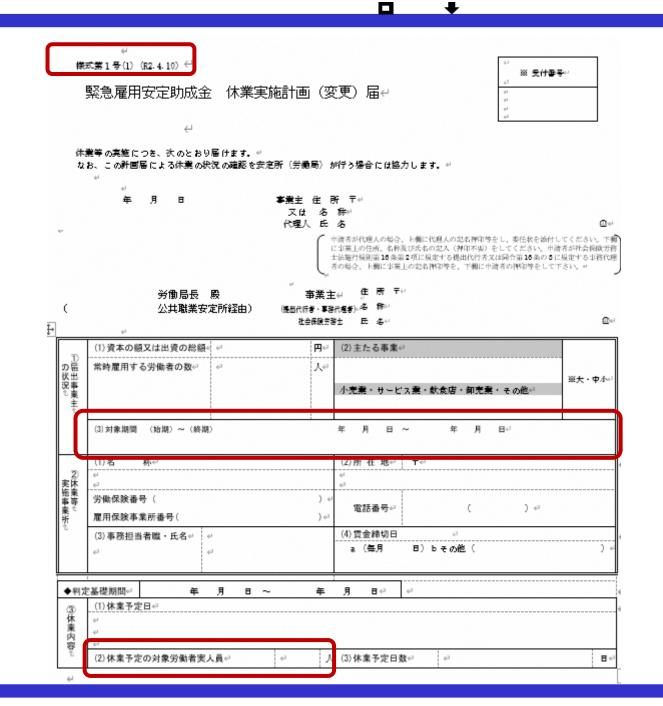
特第8号助成級算定書 新型コロナウ	フィルス砂果鉄路					ます。 <b>独学</b> 第を私生す。				
雇	用調整助成	<b>金</b> 目	功成額算定	書		干の有限上の数字を入力してく 対さい	7			
						2 20		Τ		
(塞案所名)	(事業所番号	)								
(1) 前年度1年間の雇用保険の保険 系 の算定基礎となる賃金総額						50,00	000 ,	ŀ		
(2) 前年度1年間の1箇月平均の 雇用保険液保険者数							10	İ		
(3) 前年度の年間所定労働日数		235								
(4) 平均賃金額 [(1)/ ((2)×(3))]							21,277			
		休	*		Г		_	_		
	全日				1	教育訓》	*			
(5) 休家宇当等の支払い率 ※裁集規制、依集等協定によって走めら た。 依集学習の支払率又は教育関係中の質	60	46	60	46				1		
またい® (8) 基準賃金額 [(4)×(5)]	12,767	p	12,787	p				Ī		
(7) 1人日当たり助成級単価 『(6)×動成業( )	核充2② <sup>助成率、10/10</sup>		版完2② 8点率:10/10	Т				t		
<ul> <li>※本不与日根の提高機を超える時は自然提高機。</li> <li>(基生)</li> <li>(成率が(9/10)の場合、平均資金の60%を超えて支する場合に任る機成率を10/10として禁定。</li> <li>ただし、日に強向する場合を除く。)</li> <li>(4)×0.6×9/10+(4)×</li> <li>(((5)/100)-0.6)×10/10 ]</li> <li>(基生)</li> <li>中企業が自治体をの設めな要差に基づき体準等をつた場合、今日、毎日の間、表方測距の表示目のう、①(5)が100%である専目又は、②(5)が60%にある場合は、の(5)が100%である項目又は、②(5)が60%にある場合は、の後項目は地域率(10/10)で禁定。</li> </ul>	8,330	p	8,330	p						
	Ф (энштен)	20	D (250+6E)	20		3 (259×6EE	0	_		
(8) 月間休業等延日数	140		2							
※様は特集3年の間、即及び即機から転配。	, A	В		В			人 .			
(9) 教育訓練に係る加算額				_				I		
(10) 支給を受けようとする助成額  依集の場合 7)× 8)   後言調核の場合 7)× 8)+ 9)	1, 188, 200	Ħ	18,880	H				1		
(11) (10)の小計	<b>(b)</b>	<b>3</b> 0		д	3					
(12) (11)の合計						1,	182,880	1		

	41 TO H	BK.#1.3	MI (6± 1	〔 第等の2			休業 教育		ŧ	]	:	実績-	一覧家		赤色!		いているセ す セルは白重			
	令和		<b>≇</b>		月	18	В	~	令和	2	年	5	月	15	В					
							休業	·忽育3	綾.対象	格							② - 再阐析定分包	⑤	⑤ 無時間核集	
				-								展用保					日数		DUT MINIS	教育調务
		C	DE 8	í			Ç	4桁		-	丧	香泡料 69			-	1/行)	(8)	(8)	(時間)	(8)
1				a .													18	14		
<u>'</u>				•													$\geq <$	> <	> <	> <
2				ь						_					_		18	14_	Ļ	
															-		18	14		_><
3										-					-		<u> </u>			~>=
																	18	14		
4			'	d						_					_		> <	> <	> <	> <
5										_					_		18	14		
										_					_		$\geq \leq$	<u>&gt;&lt;</u>	> <	> <
8				f						-					-		18	14_		
										_					_		18	14		
7				z .						-					-			$\sim$	><	<b>`</b> ><
8				h													18	14		
_				n													$\geq \leq$	$\geq <$	> <	>-<
9				i						_					_		18	14		
																	18	14	16	_><
10				j						-					-		<u> </u>			~
_																	-	Ŧ	+	+
りると	主及が関 ころによ	つたり	ものでま	ること	を難解	ს. 00	の休定	・教育	机铁机	象者に	ついてに	世、 <i>解</i> 源	百 <del>つ合</del> を	され			Ø 120	Ů	9	00
しむき	るところによったものであることを連認し、②の水準・数官制線対象等については、解雇予告をされ こと、退職職を提出したこと、事業主による退職事後におけたこと、特別調整の対象となる助務金を 合していること等により対象とならない者が含まれていないことを管約します。							- 3	—চিক্রা <del>থা</del> ৫ #≊	180	140	16								
Oまた Oいて	、事業±	eは、、 解り、	出記の選 労働選	数数状況 5章法に	の <b>差</b> 系 <b>達</b> 反す	を公典	<b>極悪鉄</b> 扱いが	<b>継所</b> 文 ないこ	は労働 とを警	扇が行・ 防しまご	う場合( す。	には強力	56. E	ere c		<i>y</i> #=	100	140	10	
															1	的な1日の新走 労権時間 (時間) 車	8	<b>密照時間</b> 核集 ②の合計/ ①I (日)重	2	
के की		#		月		Η≡														
		<del>年</del> (名称				3=										訓練対象者を	(人) 基			
事業主	-		(本条)				-			_				Into per s	20 <del>001 de</del> 2	<b>※</b> (人)~				



#### 緊急雇用安定助成金 対象者が雇用保険被保険者以外の労働者の場合

※緊急雇用安定助成金については、教育訓練は対象ではありません。



◆料定基礎期間

令和

年 月

日 ~ 令和

年 月

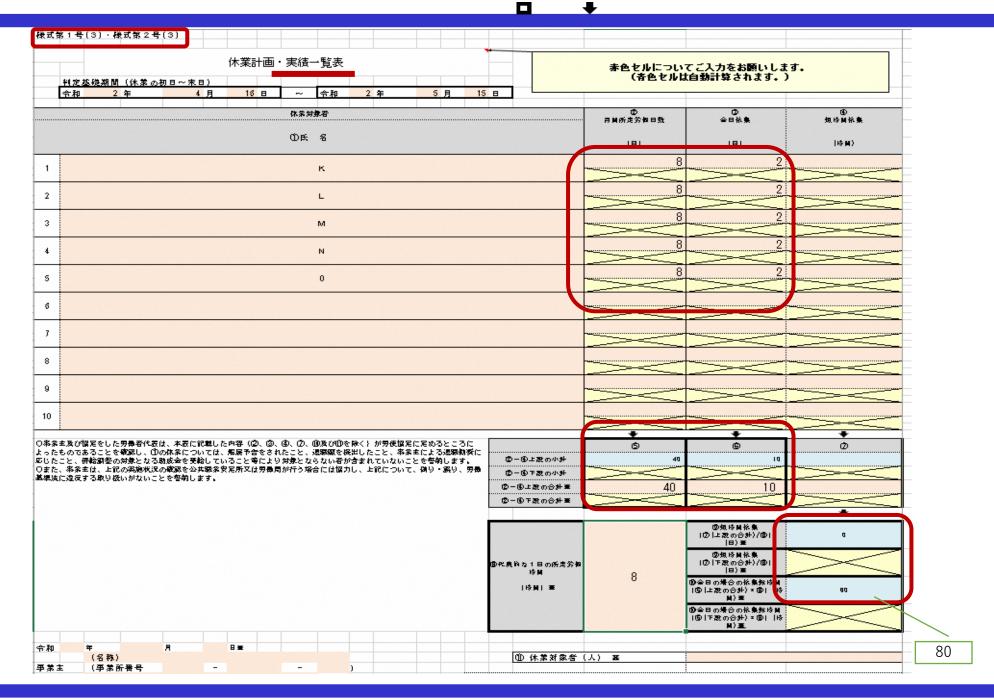
機式第2号(2) (R2.5	5.1}									
	緊急雇用安定」	助成金 <mark>助成額算</mark>	定書(	(拉充	1)					
(事業所名)			事業所 ※ない場合 災保険液							
		全日休息	R.	短時間休業						
(1)判定基礎 休業手当	期間中に支払われた 総額			А				д		
/=> 11 <b>7</b> N		全日 ※様式第1号(3)	心帽より転	銀珍蘭 ※横山第1分(3)②合計機より転扱						
(2)対象労	が働者の休業総時間数			<b>M</b> FRI				₩Ñ		
(3) 対象労	働者の休業手当率			16				16		
(4) 1日当た	りの所定労働時間数	<b>中</b> 图								
様式第15	号(3)②欄より転記									
	業手当日額 )/(2))×(4)]			A				Ħ		
※(3)の <b>∯</b> <u>る</u>	* <u>業手当率が100%</u> である場合	含、もしくは(5 <i>)の</i> -	<u>平均体</u>	葉手	当日額が8	,330円	を超え	てい		
	[受けようとする助成額 :(1)/(3))]で算定した値を記			P				А		
※ (5) 欄	ま小数点以下の端数を切り上げた値	を記入して下さい。								

機式第2号(2)(R2.5.1)								
<u>緊急雇用安定助成全 助成額質定書 (お存2)</u>								
(事業所名)		事集所番号  ※ない場合には鈴 災保険資用番号						
(1) 判定基礎期間中 に支払われた休業手当総額	57,600	М						
	全日 ※様式第1号(3))	<b>心側より数</b> 化	類時間 ※横直第1号   3   ②合計機より転					
(2)対象労働者の休業総時間数	80	神同						
(3)対象労働者の休業手当支払率	60	16						
(4) 1日当たりの所定労働時間数 様式第1号(3)の優欄より転記								
(5) 平均休業手当日額 [((1)/(2))×(4)]	5,760	Д	#DIV/O!					
(6)対象労働者の休業延日数	全日 ※検式第1号(3)⑥	合計棚より転記	銀時間 ※横直第1号   3   虚機より転配					
(ロ) 対象力側省の小未延口奴	10	۲۰۵	۲					
(7)支給を受けようとする助成額 (5) が8.330円未開か場合 → (1) を記入 (5) が8.330円以上か場合 →8.330円× (6) を記入	被充1の様式を利用し さい	,てくた <sub>円</sub>						
※(5)欄は小数点以下の端数を切り上げた値を	記入して下さい。							

#### 様式第2号(2)

各項目については、ほかの様式の転記部分を記載しておりますので、確認して記載をお願いいたします。

※助成金の助成額の上限は8,330円です。



#### 様式第1号(3)

- ・「④短時間休業」欄について
  - ⇒ 判定基礎期間内の短時間休業の延べ時間数を記入して 下さい「。(30分未満は切り捨てとなります。)

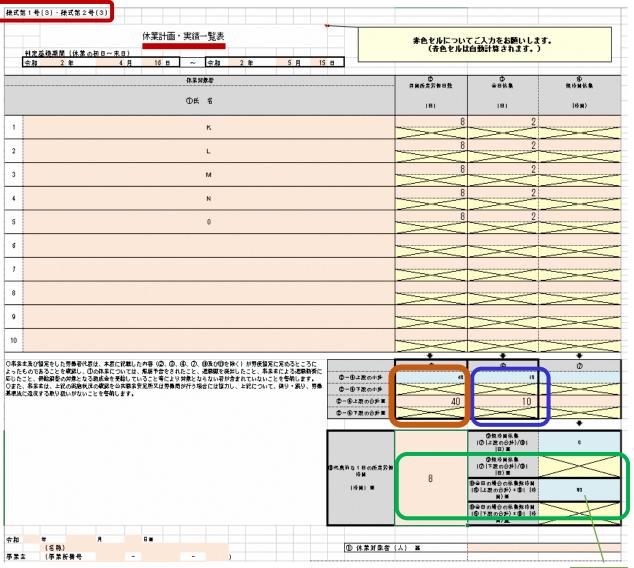
#### 様式第1号(3)

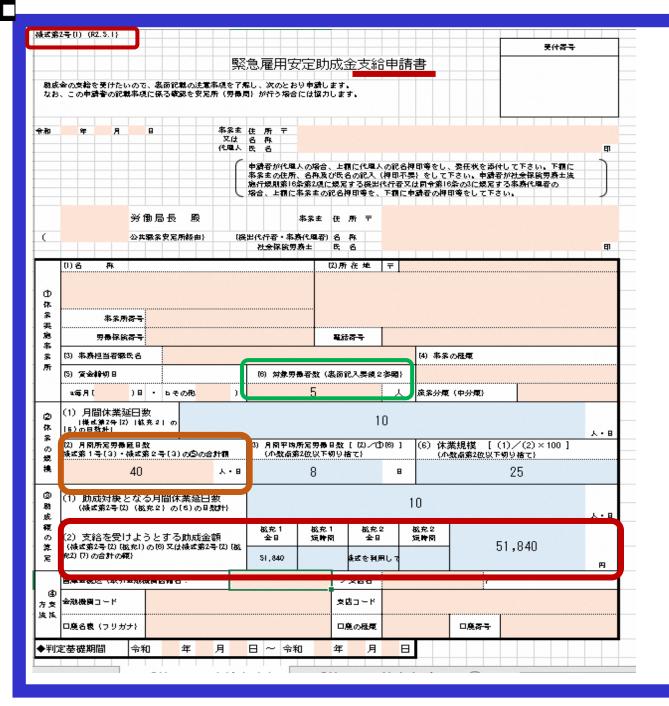
- 「⑧代表的な1日の所定労働時間」欄について
  - ⇒ 就業規則に規定されている所定労働時間を記載し下さい。 労働者ごとに異なる場合は、代表的な時間を記載して下さい。

- ・「⑨短時間休業」欄について
  - ⇒ ⑦の合計/⑧の時間で除した数(小数点以下切り上げ)

□ +









CHAPTER 4

提出方法

#### 提出方法

- ▶「各都道府県労働局助成金センター」に来所または 必要書類を郵送にて提出 ※厚生労働省HPをご確認下さい。
- <u>簡易書留や特定記録など</u>の申請の記録が残る方法でお送り下さい。
- ※なお、5月中にオンラインでの申請ができるよう準備を進めております。詳細については、あらためて厚生労働省HPで公表いたしますので、お問い合わせはお待ち下さい。

#### 提出方法

≫「都道府県労働局助成金センター」において書類の確認

- →申請書の記入漏れや書類の不備がある場合は、その旨 を記載した手紙とともに、申請書類一式を返送します。
  - その場合、不備を修正した上で、<u>再度郵送いただく</u> ことになりますので、記入漏れや添付漏れがないか いま一度ご確認をお願いします。
  - ※誤字や修正がある場合は、二重線にて修正して下さい。

厚生労働省ホームページに、「雇用調整 助成金FAQ」を掲載していますので、 詳細についてはそちらをご覧下さい。

新型コロナ 休暇支援 検索





